

第197期 中間決算公告

平成18年12月26日

和歌山市本町1丁目35番地
株式会社 紀陽銀行
取締役頭取 片山 博臣

中間貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	46,065	預 金	2,573,946
コ－ル口－ン	50,715	譲渡性預金	24,220
債券貸借取引支払保証金	40,784	債券貸借取引受入担保金	49,819
買入金銭債権	8,379	借 用 金	19,578
商品有価証券	1,509	外 国 為 替	11
有 価 証 券	830,041	社 債	13,000
貸 出 金	1,787,795	そ の 他 負 債	36,988
外 国 為 替	1,899	退職給付引当金	3,897
そ の 他 資 産	14,581	支 払 承 諾	41,387
有形固定資産	32,841	負債の部合計	2,762,848
無形固定資産	1,199	（純資産の部）	
繰延税金資産	29,421	資 本 金	64,346
支払承諾見返	41,387	資 本 剰 余 金	6,509
貸倒引当金	37,274	資 本 準 備 金	6,509
		利 益 剰 余 金	14,860
		利 益 準 備 金	2,279
		そ の 他 利 益 剰 余 金	12,581
		繰越利益剰余金	12,581
		株 主 資 本 合 計	85,716
		その他有価証券評価差額金	789
		繰延ヘッジ損益	6
		評価・換算差額等合計	782
		純資産の部合計	86,499
資産の部合計	2,849,348	負債及び純資産の部合計	2,849,348

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 6年～50年 |
| 動 産 | 5年～20年 |
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 新株発行費は資産として計上し、3年間の均等償却を行っております。
8. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は102,188百万円であります。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理しております。
- 数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い見直しを行った結果、当中間期より、11年から10年へ変更しております。なお、この変更による損益への影響は軽微であります。
11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
12. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
13. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
14. 関係会社の株式総額 14,014百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額 33,655百万円
16. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,269百万円

17. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,187百万円、延滞債権額は 99,338百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 651百万円であります。
 なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 18,639百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 123,817百万円であります。
 なお、17. から 20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 39,939百万円であります。
22. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 111,216百万円
 担保資産に対応する債務
 預 金 2,725百万円
 債券貸借取引受入担保金 49,819百万円
 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 76,531百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金敷金は 1,655百万円であります。
23. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 19,000百万円が含まれております。
24. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
25. 1 株当たりの純資産額 137円 38銭
 「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1 株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出してあります。これにより、従来の方法に比べ 1 株当たりの純資産額は 1 銭減少しております。
26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。27. についても同様であります。
 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	4,990	5,010	19
地方債	6,177	6,146	30
社債	9,053	9,082	28
その他	54,185	53,936	249
外国債券	54,185	53,936	249
合計	74,406	74,175	231

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	56,956	66,390	9,434
債券	517,707	511,377	6,329
国債	370,040	365,749	4,291
地方債	83,237	81,931	1,306
社債	64,428	63,697	731
その他	153,583	151,268	2,315
外国債券	135,451	133,541	1,910
その他	18,132	17,727	405
合計	728,247	729,036	789

なお、上記の評価差額 789百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期におけるその他有価証券で時価のある銘柄の減損処理額は、544百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

27. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	1,516
関連法人等株式	164
その他有価証券	
非上場株式	13,932
非公募事業債	13,146
非上場その他の証券	311

28. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券 40,500百万円については、当中間期末には当該処分をせずに所有しております。

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、291,529百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が284,761百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	38,816百万円
有価証券償却損金不算入額	5,286百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	9,389百万円
繰越欠損金	760百万円
その他	3,861百万円
繰延税金資産小計	58,113百万円
評価性引当額	25,135百万円
繰延税金資産合計	32,977百万円
繰延税金負債	
退職給付信託返還益	1,633百万円
その他	1,922百万円
繰延税金負債合計	3,556百万円
繰延税金資産の純額	29,421百万円

31. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。
- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は86,506百万円であります。
 - (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。
 - (3) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
 - (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
 - (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
 - (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
32. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成17年12月27日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）が平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期が属する事業年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。
33. 単体自己資本比率（国内基準） 8.66%

重要な後発事象

1. 当行は、平成18年6月29日に開催された第196期定時株主総会及び各種類株主総会で承認された合併契約書に基づき、同年10月10日をもって株式会社和歌山銀行と合併し、株式会社和歌山銀行の資産、負債及びその他権利義務の一切並びに従業員を引き継ぎました。

(1) 結合当事企業及びその事業の内容

合併の相手会社の名称：株式会社和歌山銀行

事業の内容：銀行業

(2) 企業結合の法的形式

当行を存続会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社紀陽銀行

(4) 合併の目的

当行と株式会社和歌山銀行は、経営統合の第1フェーズである両行の持株会社「株式会社紀陽ホールディングス」の設立を終え、統合シナジー効果をより早期に実現するための第2フェーズとなる「両行合併」を進めるため、システム統合や店舗統廃合等の準備をまいりました。

持株会社体制の下、両行は、合併により更なる経営の効率化を図るとともに、経営資源の集約と再配分を行い、統合シナジーを最大限に実現することにより更なる収益力の強化を図り、強固な財務体質を構築し、地域に盤石な経営基盤をもつ地方銀行として、地域の皆様から強い信頼と支持をいただくとともに、高品質で多様な総合金融サービスを提供してまいります。

(5) 合併期日

平成18年10月10日

(6) 合併比率

当行は、本合併に際して、普通株式98,192,850株を発行し、両行の親会社である株式会社紀陽ホールディングスが所有する株式会社和歌山銀行の普通株式1株につき当行の普通株式0.35株の割合、株式会社和歌山銀行の第1回優先株式1株につき当行の普通株式0.875株の割合、株式会社和歌山銀行の第2回優先株式1株につき当行の普通株式1.4株の割合、株式会社和歌山銀行の第3回優先株式1株につき当行の普通株式2.1株の割合をもって割当交付いたしました。

(7) 実施した会計処理の概要

当該合併は、両行が共同株式移転の方式により設立した持株会社である株式会社紀陽ホールディングスのもとで、合併の対価として当行の株式のみを交付する子会社同士の合併であり、「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行い、当行が株式会社和歌山銀行から引き継いだ資産及び負債は、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により計上しております。

また、当行が引き継いだ資産及び負債は以下のとおりであります。

資産合計	335,247百万円
(うち貸出金)	222,127百万円)
(うち現金預け金)	79,232百万円)
(うち有価証券)	38,336百万円)
負債合計	325,949百万円
(うち預金)	318,386百万円)

なお、増加資本については、株式会社和歌山銀行の株主資本(10,097百万円)をその他資本剰余金として処理し、株主資本以外の項目については、その他有価証券評価差額金 1,206百万円及び土地再評価差額金406百万円を引き継いでおります。

2. 当行は、平成18年10月27日開催の取締役会において、以下のとおり優先株式の発行につき決議し、平成18年11月13日に払込が完了いたしました。

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 募集株式の種類 | 株式会社紀陽銀行第二種優先株式 |
| (2) 募集株式の数 | 31,500,000株 |
| (3) 払込金額 | 1株につき1,000円 総額 31,500,000,000円 |
| (4) 増加する資本金の額 | 1株につき 500円 総額 15,750,000,000円 |
| (5) 増加する資本準備金の額 | 1株につき 500円 総額 15,750,000,000円 |
| (6) 発行方法 | 第三者割当の方法により、株式会社紀陽ホールディングスに本優先株式の全株式を割り当てる。 |
| (7) 申込期日 | 平成18年11月13日 |
| (8) 払込期日(新規発行年月日) | 平成18年11月13日 |

中間損益計算書 [平成18年4月 1日 から
平成18年9月30日まで]

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	31,780
資 金 運 用 収 益	24,711
(うち貸出金利息)	(18,321)
(うち有価証券利息配当金)	(6,103)
役 務 取 引 等 収 益	5,098
そ の 他 業 務 収 益	1,056
そ の 他 経 常 収 益	913
経 常 費 用	26,212
資 金 調 達 費 用	2,758
(うち預金利息)	(929)
役 務 取 引 等 費 用	1,831
そ の 他 業 務 費 用	2,178
営 業 経 費	15,867
そ の 他 経 常 費 用	3,576
経 常 利 益	5,567
特 別 利 益	1,415
特 別 損 失	137
税 引 前 中 間 純 利 益	6,845
法人税、住民税及び事業税	17
法 人 税 等 調 整 額	1,106
中 間 純 利 益	5,756

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 10円07銭

3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,794百万円、貸出金償却 993百万円、株式等償却 624百万円及び貸出債権売却損 11百万円を含んでおります。

4. 「特別利益」は、償却債権取立益であります。

5. 当中間期において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額119百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
和歌山県内	営業店舗 2 か所	土地、建物等	117百万円
和歌山県内	遊休資産 1 か所	土地	1百万円
合計			119百万円

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当中間期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 6 社
会社名

紀陽ビジネスサービス株式会社
阪和信用保証株式会社
紀陽ビジネスファイナンス株式会社
紀陽リース・キャピタル株式会社
株式会社紀陽カード
株式会社紀陽カードディーシー

非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1 社
会社名

紀陽情報システム株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9 月末日 6 社

中間連結貸借対照表（平成18年9月30日現在）

株式会社 紀陽銀行

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	46,073	預 金	2,570,021
コールローン及び買入手形	50,715	譲渡性預金	24,220
債券貸借取引支払保証金	40,784	債券貸借取引受入担保金	49,819
買入金銭債権	8,379	借 用 金	19,578
商品有価証券	1,509	外国為替	11
有 価 証 券	831,570	社 債	13,000
貸 出 金	1,779,528	そ の 他 負 債	41,876
外国為替	1,899	退職給付引当金	3,917
そ の 他 資 産	18,795	繰延税金負債	37
有形固定資産	39,060	支 払 承 諾	41,429
無形固定資産	2,342	負債の部合計	2,763,912
繰延税金資産	29,424	(純資産の部)	
支払承諾見返	41,429	資 本 金	64,346
貸倒引当金	39,897	資本剰余金	6,509
		利益剰余金	14,771
		株主資本合計	85,627
		その他有価証券評価差額金	879
		繰延ヘッジ損益	6
		評価・換算差額等合計	872
		少数株主持分	1,203
		純資産の部合計	87,703
資産の部合計	2,851,615	負債及び純資産の部合計	2,851,615

- 注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 . 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 3 . 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 4 . デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 5 . 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|-----------|
| 建 物 | 6 年～ 50 年 |
| 動 産 | 5 年～ 20 年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産（貸与資産を除く。）については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。
- 6 . 無形固定資産（貸与資産を除く。）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
- 7 . 貸与資産（リース資産）については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法により償却しております。
- 8 . 新株発行費は資産として計上し、3 年間の均等償却を行っております。
- 9 . 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 10 . 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 110,255 百万円であります。
- 11 . 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。
- 数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い見直しを行った結果、当中間連結会計期間より、11 年から 10 年へ変更しております。なお、この変更による損益への影響は軽微であります。
- 12 . 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 13 . 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
15. 関係会社の株式総額（連結される子会社及び子法人等の株式を除く） 12,973百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 45,418百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,269百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,294百万円、延滞債権額は 99,316百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 651百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 18,639百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 123,901百万円であります。
 なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 39,939百万円であります。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 111,245百万円
 担保資産に対応する債務
 預 金 2,725百万円
 債券貸借取引受入担保金 49,819百万円
 その他負債 30百万円
 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 76,531百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金敷金は1,680百万円であります。
24. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 19,000百万円が含まれております。
25. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
26. 1株当たりの純資産額 137円 38銭
 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出してあります。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は1銭減少しております。
27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。28.についても同様であります。
 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	4,990	5,010	19
地方債	6,177	6,146	30
社債	9,053	9,082	28
その他	54,185	53,936	249
外国債券	54,185	53,936	249
合計	74,406	74,175	231

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	57,281	66,964	9,682
債券	519,558	513,224	6,333
国債	371,891	367,595	4,295
地方債	83,237	81,931	1,306
社債	64,428	63,697	731
その他	153,583	151,268	2,315
外国債券	135,451	133,541	1,910
その他	18,132	17,727	405
合計	730,423	731,457	1,033

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 93百万円を差し引いた額 940百万円のうち少数株主持分相当額 60百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 0百万円を加算した額 879百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間におけるその他有価証券で時価のある銘柄の減損処理額は、544百万円（すべて株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

28. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	14,052
非公募事業債	13,175
非上場その他の証券	311

29. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券 40,500百万円については、当中間連結会計期間末には当該処分をせずに所有しております。

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、348,062百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が341,294百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は86,506百万円であります。

- (2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
 - (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
 - (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
 - (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
 - (7) 「その他資産」に含めて表示していた貸与資産（リース資産）は、「有形固定資産」または「無形固定資産」に含めて表示しております。
32. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成17年12月27日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間が属する連結会計年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。
33. 連結自己資本比率（国内基準） 8.69%

重要な後発事象

1. 当行は、平成18年6月29日に開催された第196期定時株主総会及び各種類株主総会で承認された合併契約書に基づき、同年10月10日をもって株式会社和歌山銀行と合併し、株式会社和歌山銀行の資産、負債及びその他権利義務の一切並びに従業員を引き継ぎました。

(1) 結合当事企業及びその事業の内容

合併の相手会社の名称：株式会社和歌山銀行

事業の内容：銀行業

(2) 企業結合の法的形式

当行を存続会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社紀陽銀行

(4) 合併の目的

当行と株式会社和歌山銀行は、経営統合の第1フェーズである両行の持株会社「株式会社紀陽ホールディングス」の設立を終え、統合シナジー効果をより早期に実現するための第2フェーズとなる「両行合併」を進めるため、システム統合や店舗統廃合等の準備をまいりました。

持株会社体制の下、両行は、合併により更なる経営の効率化を図るとともに、経営資源の集約と再配分を行い、統合シナジーを最大限に実現することにより更なる収益力の強化を図り、強固な財務体質を構築し、地域に盤石な経営基盤をもつ地方銀行として、地域の皆様から強い信頼と支持をいただくとともに、高品質で多様な総合金融サービスを提供してまいります。

(5) 合併期日

平成18年10月10日

(6) 合併比率

当行は、本合併に際して、普通株式98,192,850株を発行し、両行の親会社である株式会社紀陽ホールディングスが所有する株式会社和歌山銀行の普通株式1株につき当行の普通株式0.35株の割合、株式会社和歌山銀行の第1回優先株式1株につき当行の普通株式0.875株の割合、株式会社和歌山銀行の第2回優先株式1株につき当行の普通株式1.4株の割合、株式会社和歌山銀行の第3回優先株式1株につき当行の普通株式2.1株の割合をもって割当交付いたしました。

(7) 実施した会計処理の概要

当該合併は、両行が共同株式移転の方式により設立した持株会社である株式会社紀陽ホールディングスのもとで、合併の対価として当行の株式のみを交付する子会社同士の合併であり、「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行い、当行が株式会社和歌山銀行から引き継いだ資産及び負債は、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額により計上しております。

また、当行が引き継いだ資産及び負債は以下のとおりであります。

資産合計	335,247百万円
(うち貸出金)	222,127百万円)
(うち現金預け金)	79,232百万円)
(うち有価証券)	38,336百万円)
負債合計	325,949百万円
(うち預金)	318,386百万円)

なお、増加資本については、株式会社和歌山銀行の株主資本(10,097百万円)をその他資本剰余金として処理し、株主資本以外の項目については、その他有価証券評価差額金 1,206百万円及び土地再評価差額金406百万円を引き継いでおります。

2. 当行は、平成18年10月27日開催の取締役会において、以下のとおり優先株式の発行につき決議し、平成18年11月13日に払込が完了いたしました。

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 募集株式の種類 | 株式会社紀陽銀行第二種優先株式 |
| (2) 募集株式の数 | 31,500,000株 |
| (3) 払込金額 | 1株につき1,000円 総額 31,500,000,000円 |
| (4) 増加する資本金の額 | 1株につき 500円 総額 15,750,000,000円 |
| (5) 増加する資本準備金の額 | 1株につき 500円 総額 15,750,000,000円 |
| (6) 発行方法 | 第三者割当の方法により、株式会社紀陽ホールディングスに本優先株式の全株式を割り当てる。 |
| (7) 申込期日 | 平成18年11月13日 |
| (8) 払込期日(新規発行年月日) | 平成18年11月13日 |

中間連結損益計算書 (平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで)

株式会社 紀陽銀行

(単位 : 百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	34,446
資金運用収益	24,880
(うち貸出金利息)	(18,487)
(うち有価証券利息配当金)	(6,106)
役務取引等収益	6,015
その他業務収益	2,584
その他経常収益	965
経 常 費 用	28,717
資金調達費用	2,760
(うち預金利息)	(929)
役務取引等費用	1,614
その他業務費用	3,491
営業経費	16,515
その他経常費用	4,334
経 常 利 益	5,728
特 別 利 益	1,583
特 別 損 失	137
税金等調整前中間純利益	7,174
法人税、住民税及び事業税	294
法人税等調整額	973
少数株主利益	57
中 間 純 利 益	5,848

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 10円24銭

3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,901百万円、貸出金償却 1,533百万円、株式等償却 668百万円及び貸出債権売却損 56百万円を含んでおります。

4. 「特別利益」は、償却債権取立益 であります。

5. 「特別損失」は、減損損失 119百万円及び固定資産処分損 18百万円 であります。

6. 当中間連結会計期間において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 119百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
和歌山県内	営業店舗 2 か所	土地、建物等	117百万円
和歌山県内	遊休資産 1 か所	土地	1百万円
合計			119百万円

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

連結される子会社及び子法人等については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。